

考えられる論点等

I. 総論

1. 評定制度の意義

(1) 導入の意義

ーメリハリのある行政対応

・ 検査の濃淡 (効率性の原則)

・ 検査と監督の連携 (実効性の原則)

ー金融機関に対する経営改善に向けての動機付け (補強性の原則)

ールールの明確化 (透明性の向上)

(2) 導入の場合の課題

ー運用の統一

ー金融機関の規模や特性を踏まえた運用のあり方

ー風評リスクへの対応

ーその他

2. 評定制度の位置付け

- 検査の濃淡とのリンク

- 検査と監督の連携

 - ーオフサイト・モニタリングとの関係

 - ー監督上のメリハリある対応

- その他

3. 基本設計上の主な個別論点

- 総合評定と個別評定の関係

- 評定項目

- 評価段階数

- 結果重視か、態勢重視か

- その他

Ⅱ. 各論

各評定項目における着眼事項及びその検証方法

米国 評価制度 — CAMELS—

1. CAMELS とは

米国では 1979 年より、FRB、OCC、各州当局等の複数の当局による統一的な銀行格付制度が採用されており、一般に CAMELS として知られている。

(参考 金融検査マニュアルとの対応)

C	: Capital Adequacy 自己資本の適切性……………自己資本比率
A	: Asset Quality 資産の質……………信用リスク管理態勢
M	: Management 経営管理……………リスク管理共通編
E	: Earnings 収益性
L	: Liquidity 流動性……………流動性リスク管理態勢
S	: Sensitivity to Market Risk 市場リスク感応度……………市場関連リスク管理態勢

各評価項目について5段階の評価を行うとともに、それらを踏まえて同じく5段階の総合評価を行う(1が最高、5が最低、一般に3以下は問題行という位置付け)。評価結果は被検査金融機関に通知される。

評価は検査のアウトプットであり、通知書には評価結果の下に各リスクカテゴリーごとの問題点が記述される。

2. 選択的行政対応

総合評価が3以下だと、以下のような行政対応がとられる。

- (1) 検査周期が短くなる。
- (2) 監督上の措置の要否が検討される。
- (3) 追加の検査料金が徴収される。